

小松島市ごみ処理施設整備基本計画（素案）に対する

パブリックコメントの実施結果について

1	意見募集案件	小松島市ごみ処理施設整備基本計画（素案）
2	意見募集期間	令和7年2月12日（水）～令和7年3月4日（火）
3	閲覧場所	市ホームページ 市役所1階総合案内 市役所1階市民環境課窓口
4	意見提出方法	郵送、電子メール、直接持参
5	意見提出者数	3名
6	意見提出件数	16件
7	意見の内容と市の考え方	別紙のとおり

※なお、いただきましたご意見についての個別回答はいたしません。

意見の内容と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>「新ごみ処理施設の処理方式を循環型社会の形成に寄与し、二酸化炭素の排出を抑制できる好気性発酵乾燥方式に決定した。」という基本構想に全面的に賛意を表明します。</p> <p>「本市が整備するごみ処理施設の在り方を明確にする」という5つの施設整備基本方針にももちろん賛成ですが、市民向けにはもっとこれらは強調してもよいと思います。というより強く主張すべきです。建設する地域に住む住民にとってはこれほどありがたい施設はない、芝生町の人がうらやましいなあと思われるぐらいにすべきだと思います。出されている計画はそうではないですか。自慢できる計画だと思います。</p> <p>全国から視察団が来て欲しい。観光でも有名になって欲しい。修学旅行に来て欲しい。そんな施設ですよ、これは。時代の先頭に行く計画ではないですか。</p> <p>「本施設は「地域と共生する施設」を目指している。」について、住民は不信感を持っています。「またここか」とおもっています。住民説明会に参加しているとそういう雰囲気が漂っています。「地域と共生する施設」だと思っている人なんているのでしょうか？ 担当者の皆さん！本当にご苦労様です。頑張ってください。微力ながら応援しています。</p>	<p>賛意をご表明いただきありがとうございます。新たな施設は、従来のごみを燃やして処理する焼却施設とは異なり、排ガスやダイオキシン等の焼却処理に由来する有害物質が発生しない周辺環境にやさしい施設となっております。</p> <p>また、地域と共生する施設となるように環境教育等に力を入れて、多くの方に施設見学に来ていただけるような整備を目指しております。</p> <p>市民の皆様の不信感を払拭できるよう、これからは新たな施設の整備について、丁寧な説明や適切な広報等を行い、市民の皆様にご理解、ご協力いただけるように精進してまいります。</p>
2	<p>第1章 1.1 背景には、R6.3 策定の基本構想からの継続事項は、「好気性発酵乾燥方式の採用」と「勝浦町との広域処理」の二つの決定を継続する旨が記載されているが、継続された考え方はそのみなのか。どの部分を継続し、どこを再検討し、見直したかを明確にすべきだと考える。基本構想の内容をどのように取入れ、どこを変更したかなど、基本構想からの継続・変遷を本基本計画に表現すべきと考える。</p>	<p>施設整備基本計画は、基本構想で方向性の決定にとどまっていた内容を、施設整備の内容を検討した結果として、とりまとめたものです。</p> <p>施設整備基本計画は、基本構想で決まった方向性のもと、より詳細な内容を検討したものとご理解ください。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
3	<p>第3章 基本条件 3.1 地理的条件に、いきなり予定地が一カ所だけ出てきている。なぜこの地が予定地として選定されたのかの理由らしきものは何ら記載されていない。また、基本構想の最終候補地は地図上では山間地となっていたものを、本基本計画では民家に近づく水田を予定地としており、その土地を予定地に選定した理由も何ら記載されていない。基本構想の第二次選定で候補に残った4地点は総合評価にほとんど差がなかったはず。少なくとも二次選定された上位2地点を同じ条件で比較し、優位な方を第一候補地に選定するのが一般的な手法だと考えるが、本計画でそのようにせず、既存設備付近を選定している手法は理解できない。本施設のような迷惑施設を建設するには、地元の理解が第一で、予定地の選定理由は重要である。予定地の芝生町で実施した町民アンケートでは、芝生町に計画することに対して賛成・反対がそれぞれ39%ずつと、意見が二分されている。今後、反対住民を説得するに足る予定地選定理由が重要だと考えるので、本基本計画には予定地の選定理由を明確に記載すべきと考える。</p>	<p>本建設予定地の選定経緯としては、基本構想の候補地選定においては、一次選定、二次選定、三次選定と段階を経て、候補地の絞り込みを行っています。</p> <p>一次選定では、規制等、候補地の条件として優位ではないゾーンをなるべく避けるようにスクリーニング（ふるいわけ）を行い、候補地を検討するのに相応しい7つのゾーンを抽出しました。</p> <p>二次選定では、抽出した7つのゾーンについて、そのゾーンにおける条件を比較評価し、候補地として選定するゾーンを4つに絞り込みました。ここまでは、候補地を設定するのに相応しいゾーンを選定したものです。</p> <p>三次選定では、二次選定で絞り込んだ4つのゾーン内で施設整備に必要な建設候補地を設定するため、現地踏査を行うとともに、施設配置等を具体的に検討した上で、4つのゾーン内に具体的な施設建設候補地を設定し、それぞれの立地条件、自然環境、社会・生活環境、防災、経済性等について評価を行いました。三次選定では、特に防災に必要な対策内容、それらの対策を含めた工事費用等を具体的に検討し、総合評価をした結果、現在の建設予定地に決定しました。一次、二次、三次と絞り込みを行った上での総合評価になりますので、4箇所の候補地の総合点の差はわずかになるのは当然の結果ではありますが、その中でも、最も優位性の高いものとして現在の施設整備候補地を選定したものです。</p> <p>なお、施設整備基本構想のパブリックコメントは、令和6年2月13日（火）に受付を終了しております。本パブリックコメントは、施設整備基本計画を対象としたものになりますので、施設整備基本構想に対するパブリックコメントへの見解は差し控えさせていただきます。基本構想において疑義を示された内容については、今後、市内部で再検討する所存です。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
4	<p>第8章 その他施設整備に関する検討では、8.1 コミュニケーションスペースとしての検討 8.3 災害時における施設の活用については検討結果が表現されておらず、すべて今後の検討課題として残している。また、周辺設備計画等については何の記載もない。8.6 固形燃料利用計画についても3案を記載したのみで市の望むべき方向性さえ表現されていない。これらは財政計画にも影響してくるであろう項目と思われるので、今後の検討としたことで本計画は基本計画の体を成していないのではないか。現基本計画での積み残しの検討項目に対して具体策や方向性を盛り込んだ計画を策定するために、期限を延長して検討を行い、さらに充実した基本計画の内容とするよう要望する。</p>	<p>今後の検討課題として残しているものについては、来年度（令和7年度）の基本設計時に決定する予定です。</p> <p>なお、固形燃料利用計画については、経済的優位性も図られるように、より有効な利用方法を選択する余地を残したものであるとご理解ください。</p>
5	<p>第1章 計画策定の背景と目的</p> <p>1.1 背景 P1</p> <p>基本構想において、「新ごみ処理施設の処理方式を循環型社会の形成に寄与し、二酸化炭素の排出を抑制できる好気性発酵乾燥方式に決定した。」となっておりますが、本来、基本構想とは基本的な理念や目標などを示されるものであり、構想の段階で、新ごみ処理整備で最も重要となる処理方式を決定するには比較評価結果が曖昧になっていると感じた疑問について質問いたします。</p> <p>(1) 選定方法に一貫性がない。</p> <p>ごみ処理方式の比較では◎ ○ △だけで評価されており定量的な評価がされていない。（基本構想 概要版 P2）</p> <p>ごみ処理施設整備候補地の比較では A(3点) B(2点) C(1点)と点数により定量的な評価がされている。（基本構想 概要版 P6）</p> <p>同じ事業内でどうして選定方法が違うのでしょうか？候補地選定と同様に定量的な評価をしない理由を明確に説明いただきたい。</p>	<p>ごみ処理方式の選定においては、いずれの処理方式も実用化されているものですので、総合評価結果における、各項目の評価はそれぞれの項目での相対的な差異を整理したものです。</p> <p>従って、これらを単純合計し、点数合計のみによる選定を行うのではなく、本市の状況を踏まえた評価項目を重要視する評価軸を設け、選定を行いました。</p> <p>具体的には、環境保全（特に、排ガスやダイオキシン等の焼却処理に由来する有害物質が発生しないこと）や脱炭素への寄与、市の政策への適合性に大きなウェイトを置き、それらの優位性が高い処理方式として好気性発酵乾燥方式を選定しております。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
6	<p>(2) 基本構想によるごみ処理方式の比較評価結果の疑問点（基本構想（概要版） P2）</p> <p>市が整備する ごみ処理施設の施設整備基本方針に則り比較した場合では、点数により定量化した場合には、焼却（ストーカ）（27 点）が好気性発酵乾燥方式（26 点）より評価が高くなります。そこに“市の政策への適合性”を追加すると同点（29 点）となります。これは、“総合的な評価ではなく◎が 1 個多いので決定した。”と読み取れます。</p> <p>提示されたごみ処理方式の評価結果によると、同点時の判定基準が極めて曖昧です。◎の数によって決定されたのであれば、総合的な評価を放棄している点で、客観性に欠け、評価方法として不適切と言えるのではないのでしょうか？</p>	<p>No. 5 の回答をご参照ください。</p>
7	<p>(3) 災害廃棄物の受入について</p> <p>好気性発酵乾燥方式では災害廃棄物処理ができないため、災害廃棄物処理については民間事業者と協定を締結し、協力・支援体制を構築しているとのことでした。</p> <p>基本構想における処理方式の選定では、焼却（ストーカ）方式は災害廃棄物の受け入れ制約が少ないとされています。このことから、焼却（ストーカ）方式の方が優れていると考えられます。説明会の際に質問したところ、焼却（ストーカ）方式であっても協定を締結している民間事業者に処理を対応してもらおうとのことでした。しかし、耐震性・浸水対策等について安全と評価されている新ごみ処理施設を、災害廃棄物の仮置場とするだけでなく、民間事業者と共同で災害廃棄物処理を行うことで、より迅速かつ効率的な災害対応が可能になると考えます。いかがでしょうか？</p>	<p>施設の活用としては、p 63 に記載のとおり、災害廃棄物の仮置場や避難所ごみの処理等ですが、災害廃棄物の処理については、広域処理や、災害廃棄物処理について協定を結んだ民間事業者と共同で災害廃棄物処理を行うこととしております。災害廃棄物の処理については、「小松島市災害廃棄物処理計画」に記載しております内容に従い、迅速で効率的な処理を行うよう尽力いたします。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
8	<p>第 3 章 基本条件 3.1 地理条件 3.1.1 建設予定地の概要 P4</p> <p>基本計画（素案）の建設予定地の概要に建設予定地が示されていますが、この予定地がどのように決定されたか不明なため、予定地決定について質問させていただきます。</p> <p>(1) 基本構想による一次選定について（基本構想 P53）</p> <p>令和 5 年 9 月の地元説明会以降、令和 6 年 11 月、令和 7 年 2 月の芝生町内での説明会を含め、候補地選定の不明瞭さから選定条件の明確な資料提供を再三要望してきましたが、現在に至るまで対応いただけず、基本計画策定に至っています。基本計画（素案）の建設予定地は、基本構想の一次選定（立地回避地域・一次候補地の抽出）で示された③芝生町・田野町周辺地域において、図面上では立地回避地域に該当するように見受けられます。一次選定の条件への適合性を確認するため、詳細な資料（図面）の提示を求めます。</p>	No. 3 の回答をご参照ください。
9	<p>(2) 基本構想の一次選定の不適合</p> <p>基本計画（素案）の建設予定地を、基本構想 P53-54 に記載されている候補地の一次選定図面に照らし合わせると、立地回避地域内に位置していることがわかります。令和 6 年 11 月と令和 7 年 2 月の芝生町内での説明会において、市担当者様からは、「津波・洪水浸水対策については、約 4m の盛土で対応し、隣接する山地を掘削して盛土材料として利用することで経済的に、また、土砂災害危険区域等については危険箇所を除去することで安全性を確保できる」との説明がありました。しかし、工事によって対応可能なのであれば、立地可能地域と立地回避地域の区分けが大きく変わり、一次候補地の抽出が適切でなくなるのではないのでしょうか？</p> <p>基本計画における建設予定地を明瞭な地図にトレースをしました。やはり基本構想の一次選定の立地回避地域となっているため、現在の候補地は不適合ではありませんか？</p>	No. 3 の回答をご参照ください。

No.	意見の内容	市の考え方
10	<p>(3) 二次選定の評価項目について 一次選定がすでに破綻している状況ですが、基本構想 P55～57 に記載されている二次選定の評価項目と評価基準が、基本計画の建設予定地に適合しているか否かが不明瞭です。つきましては、詳細な資料（図面）の提示をお願いいたします。</p> <p>以下に、基本構想 P57 に記載されている二次選定の評価結果を抜粋し、確認したい項目を明示いたしましたので、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口重心の場所は？ ・基本計画では農地と山地に変更では？ ・重要な動植物とは？ ・基本計画では農地と山地に変更では？ ・公共施設とは？ ・対象の民家は？ 	No. 3 の回答をご参照ください。
11	<p>(4) 三次選定の評価項目について 一次選定がすでに破綻している状況ですが、基本構想 P60～65 に記載されている三次選定の評価項目と評価基準が、基本計画の建設予定地に適合しているか否かが不明瞭です。つきましては、詳細な資料（図面や計算方法）の提示をお願いいたします。</p> <p>以下に、基本構想 P65 に記載されている三次選定の評価結果を抜粋し、確認したい項目を明示いたしましたので、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。二次選定と同項目は表記していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬効率の計算方法が明記されていない。基本計画と変更が無いか確認できない。 ・対象の民家は？ ・混雑度の計算方法が明記されていない？ ・周辺環境との調和がなぜ幹線道路からの視認し易さかどうかなのか？ 周辺民家から目立つのは問題ないということでしょうか？ ・基本計画では約 8 億円となっている。 隣接する山地の土砂を流用することで工事費を削減できましたか？ 	No. 3 の回答をご参照ください。

No.	意見の内容	市の考え方
12	<p>(5) 三次選定の評価項目と評価方法の設定</p> <p>7.2 選定手順 P52 の図 7.2 選定フローの</p> <p>④総合評価の評価項目と評価方法の設定において、現地踏査・概略施設配置図作成・概算工事費の算出があるが、基本構想に添付されていないため、三次選定も基本計画との比較検証もできません。前述の質問で要望した一次～三次選定の詳細な資料(図面)は、この現地踏査や概略施設配置図で対応できたのではないのでしょうか？どうして基本構想から省いて一般に見せていただけないのでしょうか？</p>	<p>No.3 の回答をご参照ください。</p>
13	<p>第5章 環境保全目標の設定</p> <p>5.6 環境保全対策 P33</p> <p>基本計画では、環境保全対策として悪臭・騒音・振動対策を行うために、現在、現況調査が進められていると認識しています。基本計画の建設予定地周辺の水路には、ニホンウナギやスッポンなどの希少な在来種が生息しており、また、清流に生息するホタルも見られます。基本計画には項目として含まれていませんが、動物・植物・生態系への影響に関する調査や対策は検討されているのでしょうか？</p>	<p>環境への影響調査については、「小松島市新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査」を実施しており、その中で、周辺環境への影響を調査分析しておりますが、「徳島県環境影響評価条例(平成十二年三月二十八日)」において、本施設は環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価がされるべき環境要素として動物・植物・生態系への影響に関する調査を行うことは規定されていませんので、同調査は実施しておりません。</p> <p>なお、環境保全対策としては、周辺への環境影響を最小限にとどめるよう悪臭・騒音・振動対策を記載しているところですが、特に水環境保全対策としては、プラント排水を再利用し、公共用水域に放流しないことや、生活排水についても、合併浄化槽で処理を行うといった対策を記載しております。</p>
14	<p>第9章 事業方式</p> <p>9.1 事業方式の種類 P70</p> <p>基本構想 事業スケジュール(案) P60 では令和7年度にPFI導入可能性調査がりましたが、基本計画(素案) 事業スケジュール(案)では項目が削除されておりました。事業方式を確定するのは、いつごろの予定でしょうか？</p>	<p>PFI 導入可能性調査については、令和7年度の施設基本設計時に実施しますので、事業方式の確定は令和7年度を予定しております。</p> <p>本計画 p 75 の事業スケジュール(案)にPFI 導入可能性調査項目を追加いたします。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
15	<p>第 10 章 財政計画 10.1 概算事業費 P71</p> <p>ごみ処理施設整備基本構想では、焼却（ストーカ）方式と好気性発酵乾燥方式が同点評価でしたが、策定中のごみ処理施設整備基本計画では、基本構想時と比較して概算事業費（建設工事費）が約 51 億円から約 73 億円に増加しており、基本構想時の評価が逆転する可能性があります。処理方式の再検討が必要ではないでしょうか？</p> <p>また、令和 7 年 1 月 21 日から 2 月 10 日に実施された小松島市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメントにおいて、同様の内容を提出したところ、令和 7 年 2 月 20 日に開催された第 5 回小松島市一般廃棄物処理基本計画策定会議にて回答がありました。回答では、建設工事費の増加は昨今の物価高騰によるものであり、焼却（ストーカ）方式も同様に増加するため、比較結果に変更はない旨の説明がありました。</p> <p>建設物価調査会の主要資材価格動向を確認すると、建設資材は 2021 年から 2023 年 7 月にかけて大きく高騰しましたが、基本構想策定時の 2024 年 1 月から基本計画策定時の 2025 年 1 月にかけては横ばい状態です。人件費は 6%増加していますが、20 億円以上の増加要因にはなり得ないと考えられます。物価高騰以外の要因としては、基本構想時より具体的に計画が進んだことにより精度の高い概算工事費が算出されたと推測します。ただし、正確に比較するには焼却（ストーカ）方式の再検討も必要かと思いますがいかがでしょうか？</p>	<p>廃棄物処理施設の直近の価格動向については、内部で確認済みであり、事業費における好気性発酵乾燥方式の優位性は確認したところですので、基本構想での評価が変わることはないと認識しております。</p>
16	<p>令和 7 年 2 月 5 日に開催された第 4 回小松島市ごみ処理施設整備基本計画策定会議を傍聴しました。会議後半、委員長が各委員に意見を求めた際、ある委員から「会議資料が前日に配布されたため、十分に目を通す時間がなかった」という旨の発言がありました。専門的な知識を有する委員が集まる重要な会議において、資料の事前配布が十分でないことは、活発な議論を妨げる要因になりかねません。資料作成・配布スケジュールの見直しを含め、会議運営の改善を期待します。</p>	<p>資料作成・配布スケジュールの見直しを含め、会議運営を改善いたします。</p>